

大学研究者の知的財産に関する 意識調査

東京大学トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ
東京大学未来医療研究人材養成拠点形成事業
合同シンポジウム

2017年 2月1日
加藤益弘



Translational Research Initiative
The University of Tokyo



大学研究者の知的財産に関する意識調査

- 目的: 大学研究者の知財に関する意識やリテラシーについて、根拠となるデータを取得する。
- 方法: TR機構にて作成した質問票に対する自由回答
- 期間: 平成26年12月から平成27年1月
- 対象: 東京大学研究者(ライフサイエンス関連分野研究者)及び下記の大学に調査協力依頼
大分大学、大阪大学、岡山大学、慶應大学、国立がん研究センター、筑波大学、東京医科歯科大学、東北大学、山梨大学(ご協力を依頼した大学: 順不同)
- 回答数: 72名

特許化を通じた研究成果の活用について

学術的な面での貢献を優先すべき。成果は論文等で公開されることを通じて社会に還元すべき



企業との関わりによる自分の研究への影響を懸念する



企業論理に基づいた対応をする場合がありできれば関わりたくない



社会還元に関わる時間、経験、知識が乏しくましてや知財の確保まで考える余裕はない



社会還元が業績として評価されない
社会還元からの利益を研究に再投資できない



研究成果の社会還元は研究者としての責務であり
特許申請し権利を確保しておくことは重要



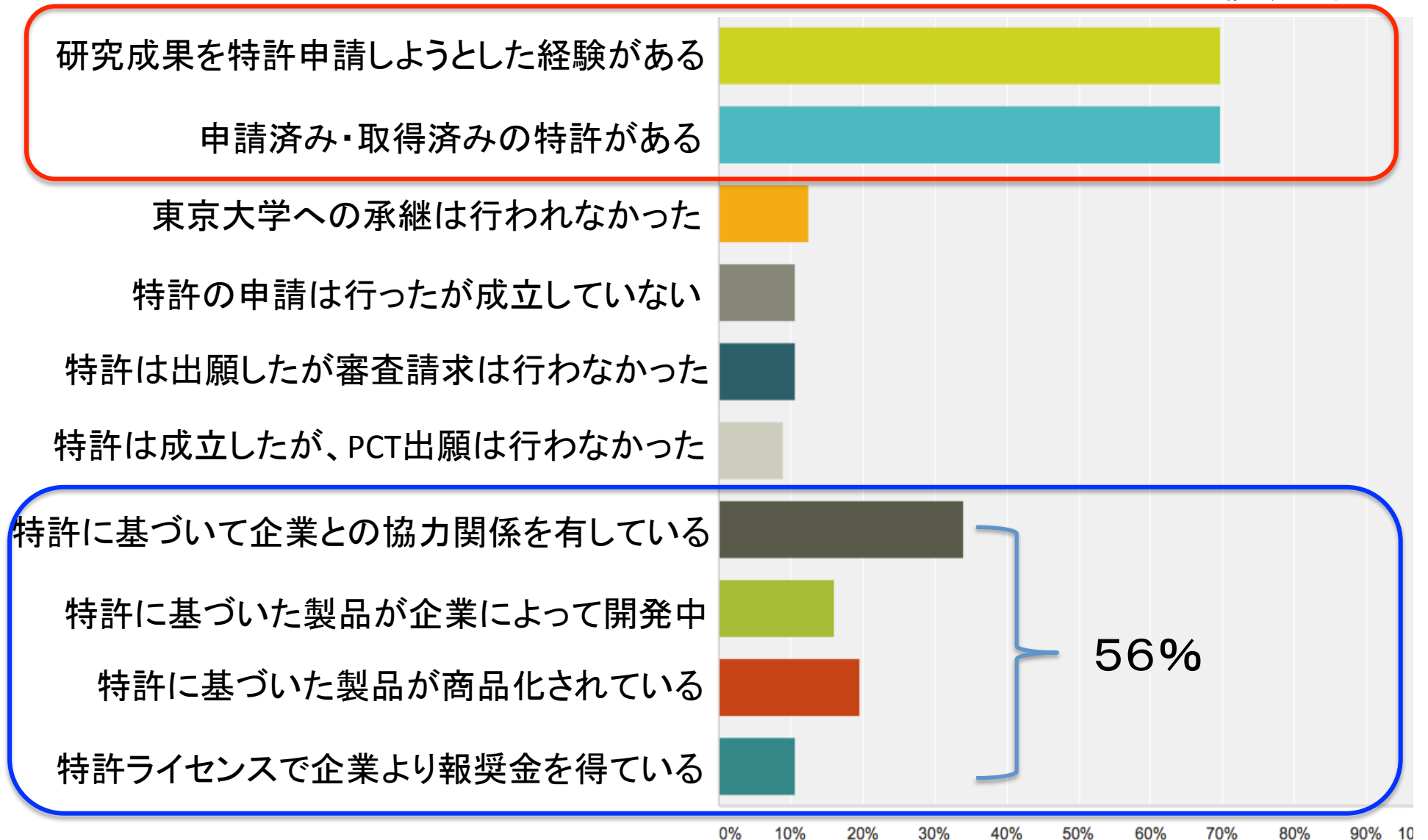
機会があればバイオベンチャー等の起業を通じて直接的に実用化に携わっていきたい



0% 10% 20% 30% 40% 50%

特許申請・取得の経験について

複数回答



知財を通じての成果の実用化

研究成果の実用化は重要であるが、
あくまでアカデミア研究の派生的産物である

できるだけ成果の実用化を目指すべきで
知財リテラシーの向上を図るべきである

研究成果の実用化を研究者のみが対応する
のは非現実的であり、組織的な支援強化が必要

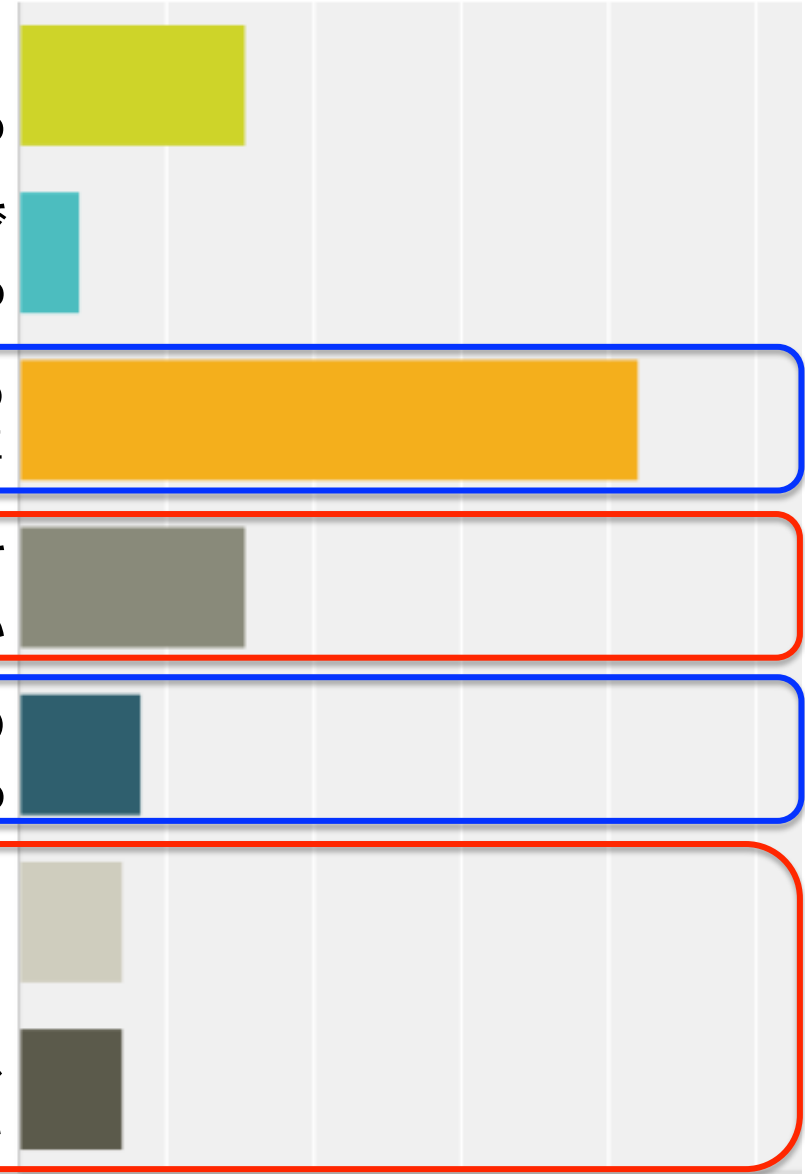
今まで以上に成果の実用化に向けて
努力していきたい

成果の実用化には産学連携組織の
更なる強化も優先されるべきである

自身の研究成果を戦略的に知財化し
企業との連携を進め実用化を目指す

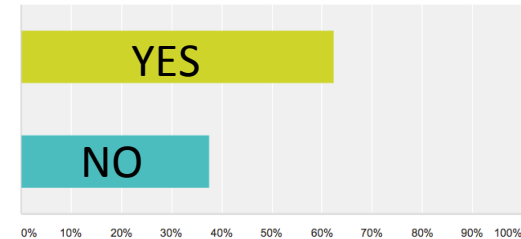
自身の研究成果を戦略的に知財化し
それを元に起業等を積極的に進めていきたい

0% 10% 20% 30% 40% 50%

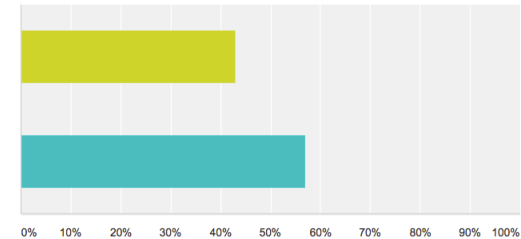


発明者、出願者、共同研究者

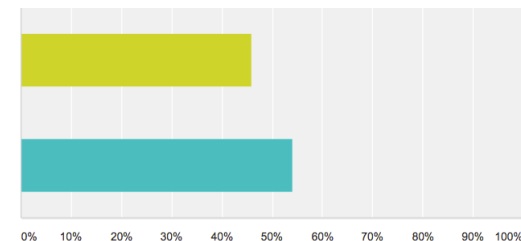
単なる自然現象等の発見は発明とはいえず、特許にならない



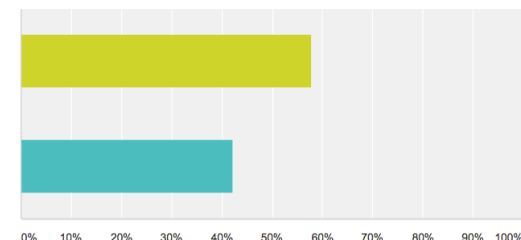
発明者は実際にその発明に寄与した者になれる
(単なる研究アイデアの提供、研究の協力者、補助者、
後援者は発明者になれない)



発明者は、出願者にならない限り発明に含まれる権利を保持できない。また、その内容を自身の研究等でも行使できない



共同研究の場合特許出願は共同で行わなければならない
らず、一方のみでは出願できない



特許取得の条件

特許取得のためには、以下の三つの要件の全てを満たしていなければならない。

1. 自然法則を利用した技術的思考であること
(法則のみは発見であって発明ではない)
2. 発明が『新規性』を有すること

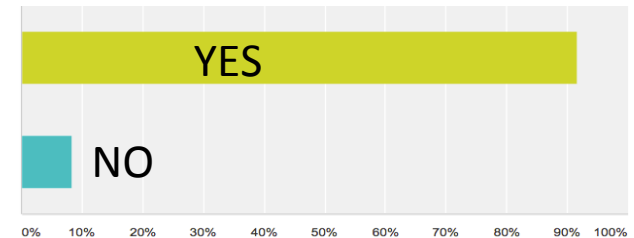
以下の一つでも当てはまれば新規性はないと判断される。

(ア) 世界のどこかで公然知られたもの(学会発表・abstractは駄目)

(イ) 世界のどこかで公然実施されたもの

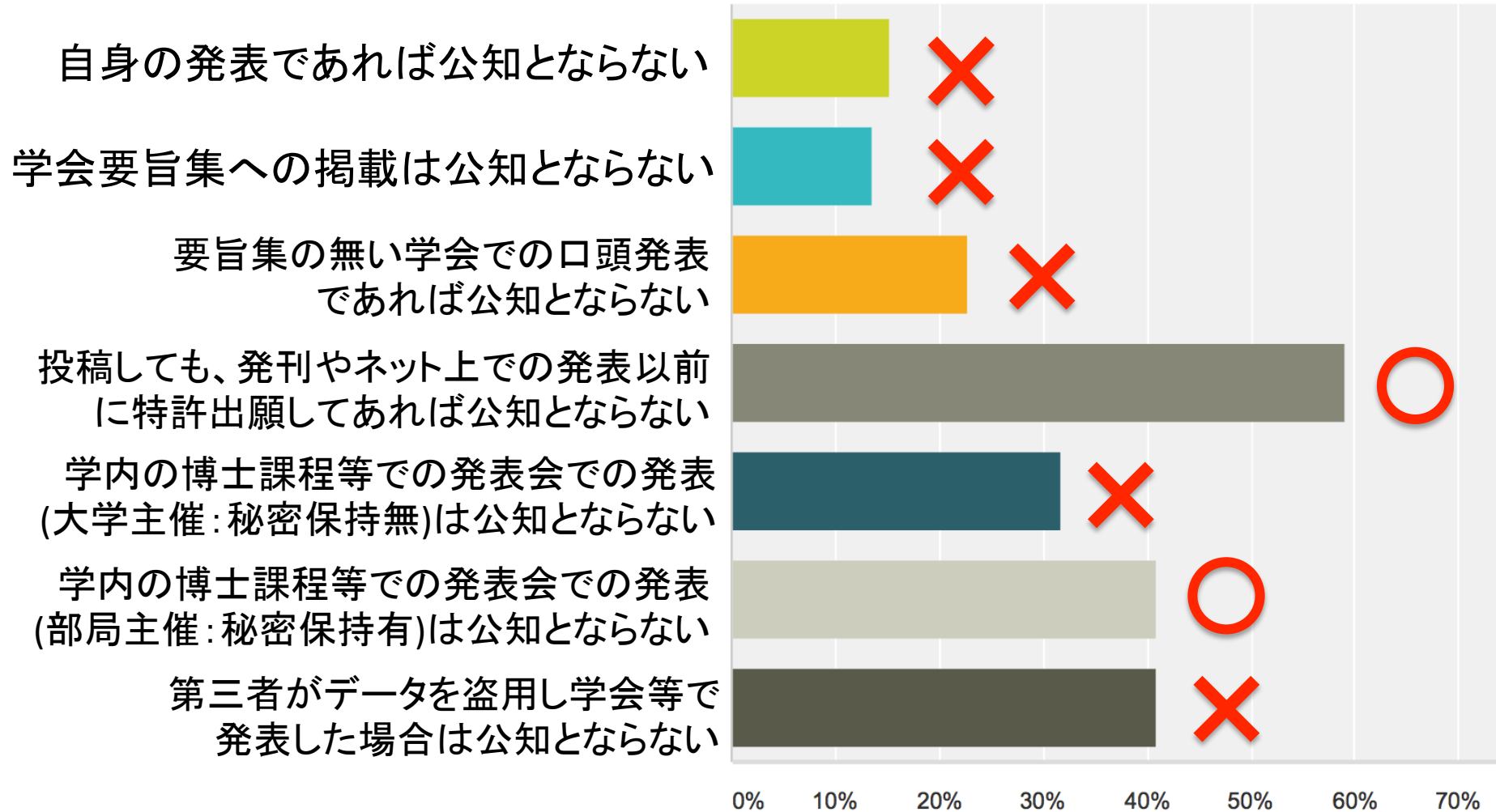
(ウ) 世界のどこかで刊行物に記載され、論文に発表されたもの

3. 発明が『進歩性』を有するもの
(ア) 公知の技術から容易に発明することができるものは進歩性がないとされる
(イ) 学問の進歩性と、特許になる技術の進歩性は異なる



公知 vs. 特許権成立

複数回答

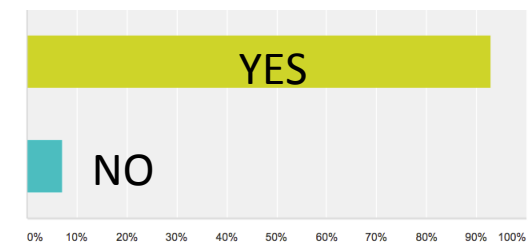


特許の質・戦略について

特許は取り方や内容によって、他人の侵害に対して強い特許、弱い特許があり得る。
請求項の書き方、実施例の豊富さ、発明のコア技術化、発明の概念上の高い位置づけにより強化が可能

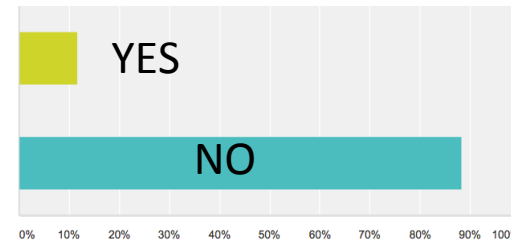
また、特許は1年半後に公開されるため、競争相手に情報提供されることになる。

競争企業がそれを基にさらに技術を発展することが考えられたり、競争企業が特許を侵害してもそれを証明することが困難であったりした場合は、弱い特許となる

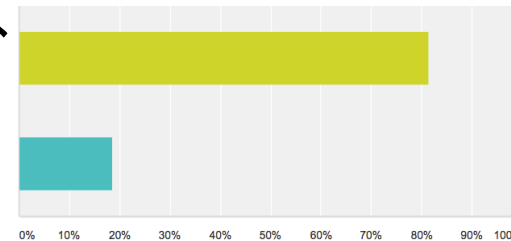


不実施補償について

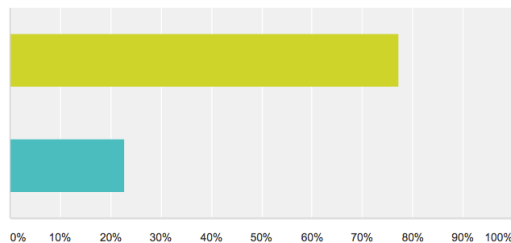
共同出願特許の実施は、他方の承認なしで自由にできる。その実施による利益は他方に還元する必要はない。(大学は、製造・販売等を自ら実施できないので不利に働く)



共同出願特許の実施を大学ができない場合は、企業の実施により得られる利益の中から、大学に対して不実施補償 (大学への利益の配分)を要求することができる

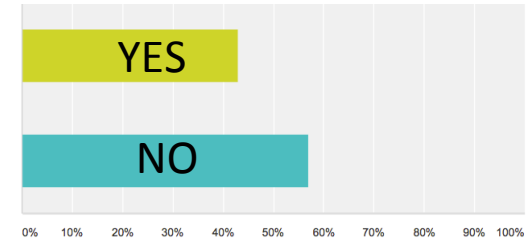


不実施補償は企業の責任により生じた不利益でないため企業にとっては納得性が低い
それを求めすぎることにより企業との共同研究開始の障害になりつつある

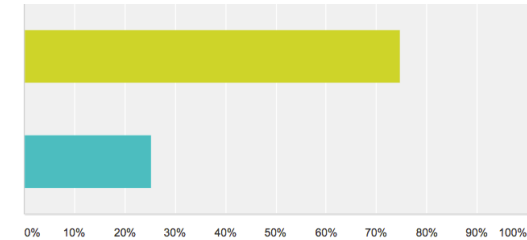


特許の猶予期間、保護期間

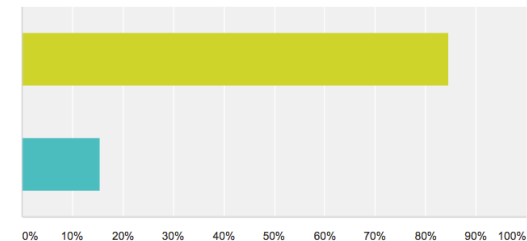
大学の使命である「知の伝承を通じての教育」に支障を来さないようにするため、自身の発表から一定期間であれば公知と見做されない猶予制度がある。米国は1年、日本は半年間。ただし欧州には猶予期間は無い



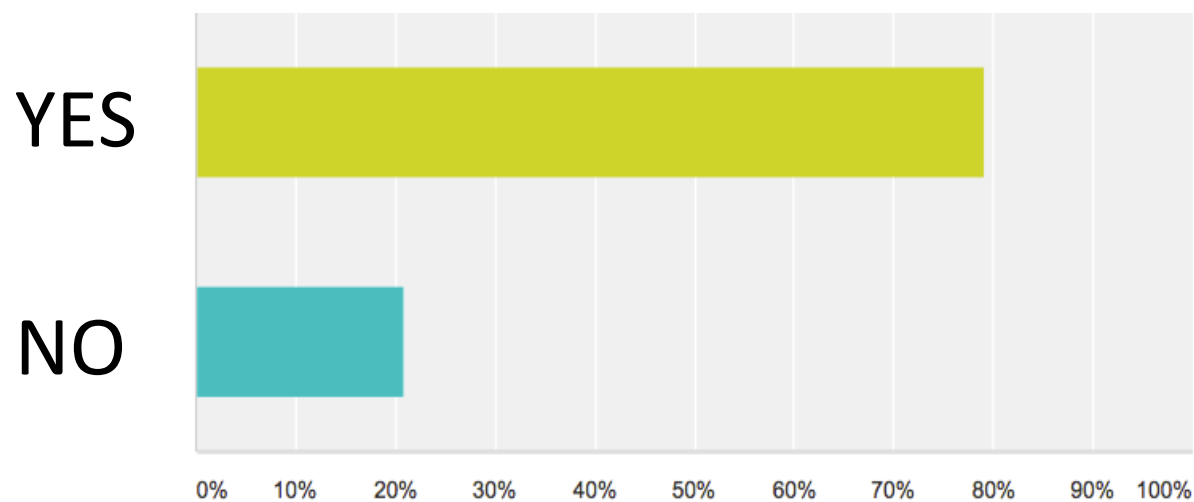
特許出願後、1年半の間はデータや実施例の追加が可能である



特許の保護期間は世界的に出願後20年である。ただし医薬品については最大5年間の延長が認められている。(長期の開発に要する期間を考慮しての措置)



さらに特許全般、特許戦略等について知識を深めたいとお考えですか



アカデミア知財戦略強化の課題

- 知財戦略の前提：研究者の意識
 - 知財関連知識の向上の意欲は高い！
 - 知財化を通しての社会への応用には高い意識
 - 研究者への支援体制は不十分
 - 知財取得⇒実用化への正当な評価や報酬を望んでいる
- 研究者の知財に関する理解：知識と実際の差？
 - 知財成立の条件（特許性、出願者、共同研究）
 - 公知の問題（発表・論文化時期、守秘義務の有無：古典的課題）
- 知財戦略の構築
 - 知財教育の欠如：各TR組織の努力、AMEDによる改革
 - 知財の質、知財戦略の立案・実行：研究者への支援
 - 企業との共同関係のあり方が変わっていくべきか？